

つどい

犯罪被害者ご遺族にも参加していただけようになりました

平成23年より歩んできました「交通事故被害者遺族のつどい」も満3年を迎え、参加者が心の内を安心してお話できる場になってきているように感じます。時が経っても、或いは時が経つにつれ重くなる悲しみ、同じ辛さを話せる「つどい」にどうぞご参加ください。

■支援自販機設置・募金箱設置のお願い

設置場所の提供をしていただける企業・団体を募集しております。（自販機設置の新規・置き換え費用は無料です。）

売上金の一部は犯罪被害者、交通事故被害者等の支援として寄付されます

あなたの心が被害者をささえる

ご連絡いただければ、事務局がお伺いしてご説明させていただきます。

詳しく述べる事務局まで TEL 017-718-2085 FAX 017-718-2098

■賛助会員募集

当支援センターは皆様の賛助会費や寄付金、助成金等によって運営されております。活動に賛同していただける賛助会員を募集しています。

- 法人・団体 1口 10,000円（何口でも可）
- 個人 1口 3,000円（何口でも可）
- 寄付 金額の定めはありません

事務局へご連絡ください。振込手数料のかからない指定振込用紙を送付いたします。

当センターへの寄付金は、公益法人に対する寄付として優遇税制が適用されます。

■相談電話

犯罪や交通事故被害 受付日・時間	017-721-0783 月・火・木・金 午前10時から午後5時まで 水曜のみ 午前10時から午後9時まで (年末年始、祝日を除く)
りんごの花ホットライン (性暴力被害) 受付日・時間	017-777-8349 月・水 午前10時から午後9時まで 火・木・金 午前10時から午後5時まで (年末年始、祝日を除く)

■事務局

青森県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人あおもり被害者支援センター

〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ3階
TEL: 017-718-2085 FAX: 017-718-2098
URL <http://www.aomori-vs.com> E-mail info@aomori-vs.com

いつだって 必ず誰かがそばにいる！

被害者支援通信



犯罪被害者支援と法テラス

日本司法支援センター青森地方事務所（法テラス青森）所長
公益社団法人あおもり被害者支援センター 理事
弁護士 中林 裕雄



- 1 法テラス青森地方事務所所長をしておりますが、公益社団法人あおもり被害者支援センターと同様、法テラスに託された業務の一つとして犯罪被害者支援業務があります。そこで、今回は法テラスの被害者支援業務について、その概略を説明したいと思います。
- 2 まず、被害者支援の出発点は、センターの場合もそうでしょうが、電話や窓口での受付です。法テラスの場合、被害者から直接受ける面接、電話以外にも仙台にあるコールセンターや他の地方事務所からの転送電話による場合もあります。

青森地方事務所での受付件数は、犯罪被害者に関してですから左程多くなく、平成26年4月から12月では合計109件で、そのほとんどが電話による受付です。内容としては、一番多いのが、所謂DV事件、それから性被害、生命・身体的被害で、ストーカー被害の件数は、平成26年では2件しかありません。しかし、DV事件や性被害については、件数が多くなっており、この対策が当法テラスとして喫緊の課題で、関係機関との情報交換等連携を強める必要を感じているところです。

- 3 それでは、これら受付にどう対応しているか、即ち、関係機関への紹介、取次はどうしているかですが、平成26年では、他の関係機関、例えば、警察とか配偶者暴力相談支援センター等への取次件数は少なく、大部分は法テラスの業務である民事法律扶助相談や精通弁護士への紹介、取次となっています。

このうち民事法律扶助相談とは、離婚、債務整理といった一般民事事件と同じく、資力要件を条件とする無料相談で、慰謝料請求や交通事故における損害賠償請求が問題となる場合です。

それ以外の犯罪被害者としての救済支援が必要とされる事案については、法テラス担当職員が事情聴取の上、それを事件調書にまとめ、精通弁護士に事件紹介することになります。

この精通弁護士については、犯罪被害者問題に関する講義、講演を2回以上受けているあるいは、被害者参加人事件の実務を経験している弁護士の中から、弁護士会の被害者センターで作成した名簿に基づいて選定しており、その費用については、国選被害者参加人弁護士を求める場合の資力と同様の条件の下に法テラスで援助することになります。

- 4 次に具体的な精通弁護士選定案件ですが、これには、国選被害者参加人弁護士の場合とそれ以外の報道対応や法廷傍聴の付添等、被害者参加に至らぬ案件があり、後者については日弁連委託業務として対応しています。

また、損害賠償命令事件の案件については、民事代理援助として費用の立替えをしております。

- 5 以上のように法テラスにおける犯罪被害者支援業務については、その大部分は個々の案件に対する精通弁護士選定や依頼とその費用負担となっておりますが、中々案件が少ないとこが悩みで、これからは埋もれた案件を逃さず、被害者支援を実りのあるものにするため、他の機関との情報提供等連携を強めていかなければと思っている次第ですので、どうか何かありましたら情報提供をしていただければと思っています。

**犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人あおもり被害者支援センター**

■ホットラインの開設

017-777-8349

平成26年10月1日、あおもり被害者支援センターに於いて「性暴力被害専用相談電話」の開設記念式典が開催され、県警本部から警務部長ならびに教養課長が出席しました。当被害者支援センター理事長と警務部長とのテープカットにより『りんごの花ホットライン』の相談受け付けが開始しました。

式典では、警務部長と理事長の挨拶、マスコミ数社による取材があり、テレビ・新聞で広く県民に紹介されました。



■犯罪被害者等支援県民フォーラム開催

11月6日 県民福祉プラザホール

来賓の方々はじめ、300名の県民が集うなか、前田敏章氏が「犯罪被害者等の尊厳と権利回復のために」と題して基調講演されました。前田氏は、前方不注意の車に最愛の長女を奪われたご遺族で、北海道交通事故被害者の会や犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）の代表として活動しています。

親として人生のすべてを失ったような悲しみは19年経っても全く変わらないと、その心情を涙ながらに語り、この苦しみは自分たちで終わりにして欲しいと強く訴えました。道路はあるで車のためにあるような現在の社会、車が凶器になることを忘れた想像力を欠いた運転、車に依存するが故の人命軽視の車優先社会を変えるために、「命の尊厳」が守られる歩行者優先と、生活道路での一律時速30km以下とするゾーン30、スピードを優先しないスローライフなどを提言。また、被害者が二次被害、三次被害を受けないための被害者理解とその回復について、現法制度にも鋭く切り込んだお話もありました。ハンドルを握るすべての人が心に刻むべき言葉でした。



基調講演



感想文の発表



「キュッちゃん」
犯罪被害者等支援
シンボルマーク

癒しの音楽を挟み、当センターの理事であり、被害者遺族である田代祐子氏や山内久子氏の「命の大切さを学ぶ教室」の講話を聴いた中高生の感想応募作品に対し、表彰式が行われました。金賞の工藤千夏さん（青森市立油川中学校）・佐藤絢香さん（県立黒石商業高等学校）をはじめ、銀賞、銅賞、佳作、計20名が受賞しました。

また、今年から金賞受賞の作品発表があり、会場に若々しくも堂々と被害者に寄せる想いが響きました。工藤千夏さんは、「私の命は、私だけでなく、周りにいる家族や友達など、自分に関わり、愛してくれる人達すべてにとって大切なんだと強く実感した」と発表しました。

■広報活動で市町村窓口を訪問

平成23年度の『第2次犯罪被害者等基本計画』に基づき、「総合相談窓口設置」と「被害者等支援条例の制定」のお願いについて、県内40市町村を訪問しました。初めての市町村まわりは、七月からりんご・ふじの収穫期までに終えることができました。突然の訪問にも拘らず、すべての市町村は快く応じてくださいました。自然災害と同じく、事件や事故の人災でも、素早い相談窓口対応で住民が安心して暮らせる町づくりの対応をお願いしました。

9月に入つて2度目の訪問の時は、「性暴力被害専用相談電話」が10月からあおもり被害者支援センター内に開設する為、PRポスターやパンフレットの配布を依頼しました。その時期、議会開催中の市町村が多く、忙しい中で話を熱心に聞いて下さった幹部職員に温かい感触を受け、今後の活動をより一層進めることが出来ると思いました。被害者等が、地域で安心して暮らせるために、私たちも切れ間なく足を運び、話を聞き、一緒に被害者等の支援に何ができるかを真剣に手を携えて行動しなければなりません。

青森県で全国レベルの犯罪被害者支援活動ができることを念頭に。

～ 晩秋の岩木山ふもとにて K.O. 記～

■キャンペーン報告



6月29日（日）
八戸：ホコ天



9月28日（日）
弘前：カルチュアロード

ホンデリング ～本でひろがる支援の輪～

不要になった本が、犯罪被害に遭われた方々への支援活動に活用されます。



あなたの本が、犯罪被害に遭って身体や心を傷つけられたり、大切なものを失ったりして苦しんでいる方たちの支援活動へつながります。

犯罪被害に遭われた方が安心した生活を取り戻せるように、力を貸してください。

詳細はホームページをご覧になるか、当センター事務局までお問い合わせください。

（017-718-2085）

弘前カルチュアロード アンケートから

◆当センターを知っていると答えた人の割合は、ご協力頂いた中の31%で、活動内容についてはグラフの通りでした。
引き続き広報に努めてまいります。

ご協力ありがとうございました。

